令和6年度 第7回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和6年10月10日(木)午後3時00分				
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室				
	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員	
出席委員(7名)	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邉 由佳 委員		
 欠席委員(5名)	8番 清水 武敏 委員	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	
八川 安貞(04)	12番 山上 真治 委員				
出席推進委員(6名)	13番 赤井 保 推進委員		15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員	
山州推延安貞(0 石)	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員		20番 倉本 哲男 推進委員	
欠席推進委員(2名)	14番 河井 勝重 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員			
職務のため	事務局長 吉野 和男				
出席した職員	副主幹 中村 武史				
		規定による許可申請について			
	第 25 号議案 非農地の現況証明について 第 26 号議案 農用地利用集積計画の決定について				
提案議案	第27号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について				
	なし				
報 告 事 項					
				1	

日 程	発言者	発	<u>.</u>	<i>O</i>	要	当日
1 開会	事務局	それでは定刻となりましたので	、ただ今から	令和6年度第	第7回農業ā	委員会の定例総会を開会し
		ます。				
		はじめに、農業委員会憲章の唱	和を行います	ので、皆様	ご起立をおり	願いします。
		本日の先導役は、議席番号 16	番の山本正義	推進委員で	す。よろし	くお願いします。
農業委員会憲章 唱和	山本推進委員	(農業委員会憲章の唱和)				
	事務局	ご着席ください。				
		それでは開会にあたりまして、	長谷川会長か	らごあいさ	つをいただ	きます。
	長谷川会長	(長谷川会長あいさつ 中略)				
	事務局	ありがとうございました。それ	では、本日の	出席者報告	を致します。	5
		農業委員の現員数 12 人に対し	ただ今の出	席委員は7/	しでありまっ	す。農業委員会等に関する
		法律第 27 条第 3 項の規定に基づ	き、出席者が	定足数に達し	ております	すので本総会が成立するこ
		とを報告します。				
		次に会議の議長ですが、湯梨浜	町農業委員会	会議規則第一	4 条第 1 項	の規定により、会長が議長
		となります。それでは、長谷川会	長より進行を	お願いしま	す。	
2 議事録署名委員の指名	長谷川会長(議長)	日程 2. 「議事録署名委員の指名	について」を	議題と致しる	ます。このこ	ことについてお諮りを致し
		ます。本案件につきましては、湯	梨浜町農業委	員会会議規則	則第 23 条第	第2項の規定により、議長
		において指名することにご異議は	ございません	カシ。		
		(「異議なし」の声)				
		異議なしと認めさせていただき	ます。それで	は議事録署々	名委員には、	. 議席番号1番の土海政信
		委員、議席番号 2 番の下田健一	委員、両名の	方を指名させ	せていただる	きますのでよろしくお願い
		致します。なお、会議書記におき	ましては、事	務局にお願い	ハを致しま	す。
3 議事	(議長)	本日は、報告事項はございませ	ん。日程 3.議	事に入りま	す。	
議案第 24 号		議案第 24 号「農地法第 3 条の	規定による許	可申請につい	いて」を議題	題と致します。説明してく
農地法第3条の規定による許		ださい。				
可申請について	事務局	会議書2頁です。				
		議案第 24 号「農地法第 3 条の	規定による許可	可申請につい	`て」を説り	月します。

次のとおり、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。

(資料は2-1頁)

番号1 譲渡人は、田後●●。譲受人は、京都府宇治市の●●。

土地の所在は、3 筆あります。大字田後――。大字田後――。大字田後――。地目は、3 筆とも台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、各々記載のとおりです。権利取得後の経営面積は42 アールで、親子間の贈与による所有権移転です。

譲渡人の●●は、一人暮らし。高齢で体力の低下、認知もあり、入退院を繰り返しておられるようです。譲受人の●●いわく、この申請書提出時は入院中とのことでした。譲受人であり、●●の娘である●●の住まいは、現在、京都府宇治市ですが、月に2~3回程度は湯梨浜町に帰省し、母、●●の世話や、土地建物の財産管理をされています。記載の3筆の田については、現在、中間管理機構を通して、地域の担い手に使用貸借されており、日々の耕作管理は地域の担い手がされています。地権者、中間管理機構、地域の担い手の3者の使用貸借契約が今年12月末で満了することもあり、体力面や認知に不安のある母、●●に代わり、この度、母から贈与を受け、今後は娘の●●が、来年からの中間管理機構を通しての使用貸借契約の手続きをはじめ、自らの農業従事としては、一部ではありますが総事などがある際には、帰省の日程を合わせて参加するなど管理をされていくものです。ちなみに、譲受人●●のご主人も積極的に関わっていかれるように聞いています。

譲渡人●●のお子さんは、現在は譲受人●●のみであり、いずれこの3筆の農地は、譲受人● ●が相続されることになりますが、この度この3条申請をすることにされたものです。 頁をめくっていただき、2-1頁が航空写真の位置図です。3筆を赤色で囲っています。

以上、この申請につきまして、譲受人は県外在住のため、通常許可要件としている労働力の状況、通作距離などを考えれば、許可できる案件ではありませんが、この3筆の申請につきましては、中間管理機構を通して、使用貸借で地域の担い手が通常の耕作管理をされています。通常許可している形態とは異なりますが、農地の効率利用、農作業に常時従事などがなされている農地であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。委員皆様のご判断をお願いします。説明は以上です。

説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。

(議長)

		質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第24号「農地法第
		3条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。
		《全員挙手》
		全員の方が挙手であります。よって、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につ
		 いて は、原案のとおり議決致します。
議案第 25 号	 (議長)	次に、議案第 25 号「非農地の現況証明について」を議題とします。申請番号ごとに説明と現
非農地の現況証明について	(FIXIX)	地確認の報告をいただきます。まずは、申請番号1について説明してください。
91 mg 2E 6 2 2 10 10 11 E 2 4 C	 事務局	会議書3頁です。
	于7万/时 	
		一
		で、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求
		めるものです。
		(資料は3-1頁~3-3頁)
		番号1 申請人は、神奈川県藤沢市の●●。土地の所在は、大字門田――。地目は台帳 畑、現
		況 原野。面積は 448 m^2 です。 $20 年以上前から耕作できなくなり、原野化したものです。$
		頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図です。左上付近に赤色で囲っている箇所で
		す。
		頁をめくっていただき、3-2 頁が現地の写真です。南東側から撮影しています。申請地の周囲
		が山林や原野であり、明確な位置は示せていません。この辺りという位置を赤色で囲っています。
		次の 3-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地を黄色で囲っています。参考までに
		 周囲の台帳地目を記載していますのでご確認ください。説明は以上です。
	(議長)	│ │ 説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席
	.,,,,,	番号2番の下田健一 委員より報告をしてください。
	 下田委員	申請地は、20年以上管理されておらず、近くまでいける道路もない状況です。よって、非農地
		として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。
	(議長)	質疑は、後で一括してお受けします。次に申請番号2について、説明してください。
	事務局	再度、3頁をお願いします。
	ず幼川	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
		(貝///はり4月~9~0月/

倉本推進委員

(議長)

(議長) 事務局 番号2 申請人は、番号1と同じく、神奈川県藤沢市の●●。土地の所在は、大字長和田――。 地目は台帳 畑、現況 雑種地。面積は82 ㎡です。農地として利用できなくなった後、駐車場として使用し始めてから20年以上が経過しているものです。

頁をめくっていただき、3-4頁が航空写真の位置図です。中央に赤色で囲っている箇所です。

頁をめくっていただき、3-5 頁が現地の写真です。上の写真は南東側から撮影、下の写真は南 西側から撮影したものです。次の3-6 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地を黄色で 囲っていますのでご確認ください。説明は以上です。

説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 20 番の倉本哲男 推進委員より報告をしてください。

この土地は、20年以上前から駐車場として使用されており、隣接する農地もありません。農地 に復元することは困難な状況であり、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員 で確認しました。以上です。

次に申請番号3について、説明してください。

再度、3頁をお願いします。

(資料は3-7頁~3-9頁)

番号3 申請人は、高知県南国市の●●。土地の所在は、大字高辻──と大字高辻──。地目は2筆とも、台帳 田、現況 雑種地。面積は記載のとおりです。20年以上前から耕作しておらず、資材置き場として使用しているものです。

この2筆につきましては、今年8月9日開催の第5回農業委員会定例総会において、農振農用地区域からの除外にかかる協議において、原案のとおり意見決定をし、その後、県から9月12日付で農振農用地区域からの除外について適当と認める旨の回答を得ています。これを受けて、非農地の現況証明願いが提出されたものです。

頁をめくっていただき、3-7 頁が航空写真の位置図です。中央付近に赤色で囲っている 2 筆です。

頁をめくっていただき、3-8 頁が現地の写真です。2 筆の境界がわからないため、2 筆全体を赤線で囲っています。上の写真 2 枚は北側から撮影、下の写真 2 枚は南側の県道側から撮影したものです。次の 3-9 頁が公図です。申請地を黄色で囲っていますのでご確認ください。説明は以上です。

(議長) 説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席 番号4番の山田降雄 委員より報告をしてください。 この土地は、20年以上前から資材置き場として使っておられましたが、最近は荒廃地化して 山田委員 おります。この状態では農地に復元することは困難であるため、非農地として認めることに問題 はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。 (議長) 以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより一括して質疑を行います。 申請番号1から3について、皆さんのほうから質疑はございますか。 申請番号3について、非農地になれば荒廃地化した状態のままで良いのですか。周辺には農地 山本推進委員 もあるので草刈くらいはしてもらうべきだと思いますが、 事務局 非農地になれば、農業委員会の管轄外になるため、とやかく言うことはありませんが、一般的 に、農地以外の地目であっても、周辺から苦情があれば、地権者の責任において草刈等は実施さ れるべきものだと思います。 山本推進委員 わかりました。 (議長) その他に質疑はございませんか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、申請番号ごとに採決を行います。議案第25号「非 農地の現況証明について」の内、申請番号1について、原案のとおり認めることに賛成の委員の 挙手を求めます。 《全員举手》 全員の方が挙手であります。 次に、申請番号2について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員举手》 全員の方が挙手であります。 次に、申請番号3について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員举手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第25号「非農地の現況証明について」は、3案件と も原案のとおりに議決致します。 議案第26号 次に、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明してくだ (議長) 農用地利用集積計画の決定に さい。

ついて	事務局	会議書4頁です。
	3-400 /FO	議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。
		次のとおり、令和5年改正農業経営基盤強化促進法、附則第5条の農用地利用集積計画に関す
		る経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第18条第1項の規
		定により、本委員会の意見を求めるものです。なお、公告予定日は令和6年10月15日です。
		(資料は、4-1 頁~4-2 頁)
		4-1 頁、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。
		関係戸数は、借人3、貸人6。利用権の設定期間は田畑の合計で、3年以上6年未満が8件で
		9,019 ㎡です。設定作物等面積は、水田としての利用が 6,808 ㎡。普通畑としての利用が 2,211
		m。利用権設定面積率は 0.072%です。各筆明細は、頁をめくって頂き 4-2 頁になります。
		整理番号 1.2.3.4、利用権の設定を受ける者、藤津──、合同会社●●です。
		整理番号 1、大字下浅津地内の記載の 2 筆の田を、新規で水稲栽培を 3 年間、無償での使用貸
		借です。

		です。
		*** 整理番号 3、大字下浅津地内の記載の 1 筆の田を、新規で水稲栽培を 5 年間、無償での使用貸
		借です。
		整理番号4、大字水下地内の記載の1筆の田を、新規で水稲栽培を5年間、無償での使用貸借
		です。
		次に、整理番号 5、利用権の設定を受ける者、はわい長瀬●●です。はわい長瀬地内の記載の
		1筆の畑を新規で果樹栽培を5年間、無償での使用貸借です。
		整理番号 6、利用権の設定を受ける者、久留●●です。はわい長瀬地内の記載の 1 筆の畑を新
		規で野菜栽培を4年間、無償での使用貸借です。
		以上、これら農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要
		件を満たしているものと考えます。説明は以上です。
	(議長)	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。
	山田委員	整理番号5について、内容が果樹とありますが、具体的にはぶどうですか。
	事務局	メインは、ぶどうです。

	山田委員	わかりました。
	(議長)	その他に質疑はございますか。
		それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。
		議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の
		挙手を求めます。
		《全員挙手》
		全員の方が挙手であります。よって、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」は、
		原案のとおり意見決定を致します。
議案第 27 号	(議長)	次に、議案第27号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。説明して
農用地利用集積等促	是進計画の	ください。
策定について	事務局	会議書5頁です。
		議案第27号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。
		次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する
		法律第19条第3項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。
		(資料は、5-1頁)
		次の 5-1 頁の農用地利用集積等促進計画案、各筆明細をご覧ください。
		農地番号1と2、地権者は、宇谷●●。土地は、大字宇谷地内の記載の2筆の田、現況は畑で
		す。この2筆について、中間管理機構を通して、スイカ、ほうれん草栽培を令和7年12月まで、
		無償で、田後●●に配分するものです。契約状況は新規です。説明は以上です。
	(議長)	説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。
		それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第27号「農用地利用集積等
		促進計画の策定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。
		《全員举手》
		全員の方が挙手であります。よって、議案第27号「農用地利用集積等促進計画の策定につい
		て」は、原案のとおり意見決定を致します。以上で議事を終わります。
4 その他	(議長)	それでは、日程 4.その他に移ります。
		(1) 中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会の日程について、説明してください。
	事務局	○中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会の日程については、女性委員対象です。

	11月7日(木)午後~8日(金)午前 会場:米子コンベンションセンター
(議長)	(2) 11月定例総会の日程について、説明してください。
事務局	○11月定例総会の日程について
	11月11日(月)午後3時~
	現地調査委員:長谷川 会長、土海 会長職務代理、
	⑪ 蔵本孝広 委員、⑫ 山上真治 委員、⑲ 音田孝好 推進委員
(議長)	(3) 11月農家相談会の日程について、説明してください。
事務局	○11月農家相談会の日程について
	11月21日(木)午前9時~正午
	担当: ⑨ 横川 力 委員、① 土海政信 委員、⑯ 山本正義 推進委員
(議長)	(4) 12月の日程について、説明してください。
事務局	3 点ございます。
	①12月定例総会の日程について
	12月10日(火)午後3時~
	現地調査委員:長谷川 会長、土海 会長職務代理、
	③ 尾川寛信 委員、⑥ 山下和子 委員、⑬ 赤井 保 推進委員
	②農業委員会特別研修会(中部ブロック)の日程については、全員対象です。
	12月17日(火)13:30~15:30 会場:エースパック未来中心
	③12月農家相談会の日程について
	12月19日(木)午前9時~正午
	担当:③ 尾川寛信 委員、④ 山田隆雄 委員、⑰ 伊藤文夫 推進委員
(議長)	(5) その他について、説明してくだい。
事務局	事務局からは、2点です。
	① 農地パトロールは、各班、10月31日までに完了してください。割当全農地の調査が完了
	次第、その旨を事務局に報告してください。
	11月以降の対応は、次のとおりです。
	1.【事務局】町内全農地の調査結果をシステムに一斉反映
	2.【事務局】今年度、初めて「不耕作:緑(Aa 分類)」「不耕作:黄(Ab 分類)」に判断さ

		れた農地所有(耕作)者に対し、「利用意向調査」を実施
		3.【委員等】利用意向調査の結果、「中間管理事業を利用し貸付をしたい」と回答された
		農地について、農地の斡旋活動(耕作者探し)を実施
		② 湯梨浜町認定農業者協議会主催の県内視察研修への参加について
		11 月下旬、視察先は県内(日帰り)で日程調整中(町マイクロバス利用)
		※認定農業者協議会の意向として、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員にも参加を
		呼びかけしたいとのことです。日程等が決定され次第、案内通知を発送します。
		※認定農業者協議会の現時点での計画としては、11月26日(火)午後、米子市「ねぎの
		学校」で調整中と聞いています。
	(議長)	その他に皆さんから何かございますか。
	(#3/2/27)	無いようですので以上で終わります。
5 閉会	(議長)	皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和6年度第7回湯梨浜町農業委員会定
ZIN 0	(10%, 12%)	例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。
		DINGS ENISCISCIST OF ACTION OF CITY & CITY
		(閉会 午後4時02分)